

平成26年2月企業団議会定例会会議録

会期 2月20日（木曜日）午後2時00分～午後2時35分
場所 福島地方水道用水供給企業団すりかみ浄水場

出席議員（11名）

1番	佐藤 一好	2番	梅津 政則
3番	小松 良行	4番	佐久間 行夫
5番	真田 広志	6番	斎藤 賢一
7番	吉田 一政	8番	滝澤 福吉
9番	半澤 高	10番	八島 博正
11番	佐藤 喜三郎		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による出席者

企業長	小林 香	理事長	新野 洋
代理伊達市長 上下水道部長	宮島 康夫	理事長	高橋 宣博
国見町長	太田 久雄	理川俣町長	古川道郎
事務局長	高橋 正美	参与兼次長兼 総務課長	渡辺 勉
施設管理課長	丹治 元幸	総務課主幹兼 課長補佐兼 企画係長	鈴木 幸一

事務局出席者

総務課 主任主査兼 総務係長	渡邊 明範	施設管理課 主任主査兼 水質管理係長	木本 正弘
施設管理課 施設第一係長	菅野 敬明	総務課主査	菅野 幸夫
総務課主査	大波 浩之	総務課主査	茂木 強
総務課主査	二階堂 信		

1. 議事日程

- (1) 仮議席の指定
 - (2) 会議録署名議員の指名
 - (3) 会期の決定
 - (4) 議席の指定
 - (5) 議案第1号ないし第3号の提出
 - (6) 提案理由の説明
 - (7) 一般質問
 - (8) 討論、採決
-

2. 会議に付する事件

- (1) 会期の決定
- (2) 議案第1号 平成25年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算
- (3) 議案第2号 平成26年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算
- (4) 議案第3号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例制定の件

午後2時00分 開会

議長（佐藤一好） それでは、定足数に達しておりますので、これより2月企業団議会定例会を開会いたします。

日程に従いまして、この際、議事進行上、改選議員の仮議席を指定いたします。

この際、8番を仮議席として指定いたします。

会議録署名議員の指名をいたします。

3番、小松良行議員、滝澤福吉議員を指名いたします。

会期の決定をいたします。

会期は、本日2月20日の1日間とすることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤一好） ご異議ございませんので、会期は2月20日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

議案等の説明を求めるため、会期中、必要と認める執行機関の職員の出席を求めるにいたします。

日程に従い、これより新たに企業団議員になられた方の議席の指定をいたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、8番、滝澤福吉議員に指定いたします。

ただいま企業長より議案の提出がありました。

議案はお手元に配付の印刷物のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議案第1号ないし第3号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企業長（小林 香） 議長、企業長。

議長（佐藤一好） 企業長。

【企業長（小林 香）登壇】

企業長（小林 香） 本日、ここに2月企業団議会定例会の開会に当たり、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

平成25年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算等の議案3件でございますが、提案理由を申し上げるに先立ちまして、企業団の近況等についてご報告したいと存じます。

初めに、浄水場内に保管しております放射性物質を含む浄水ケーキでございますが、現在も受け入れ先が見つかっていない1キログラム当たり1,500ベクレルを超える浄水ケーキにつきましては、引き続き受け入れ先の早期確保等を協議検討してまいります。

また、重要事業であります水管橋耐震化補強事業につきましては、入札不調により事業見送りとなっておりますことから、平成26年度には事業実施できるよう取り組んでまいります。

次に、今回提出いたしました議案について申し上げます。

議案第1号 平成25年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきましては、除染内容変更に伴う県補助金の減額、給与削減及び事業見送り等により予算を減額するほか、債務負担行為を追加するものでございます。

続きまして、議案第2号 平成26年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につきましては、平成26年4月より、新しい公営企業会計への移行に伴いまして、引当金の予算を計上するとともに、入札不調により見送りとなりました耐震化事業等の予算を計上したところでございます。

続きまして、議案第3号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上が提出議案の概要でございますが、詳細につきましては事務局より説明させますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

事務局長（高橋正美）議長、事務局長。

議長（佐藤一好）事務局長。

【事務局長（高橋正美）登壇】

事務局長（高橋正美） それでは、お手元の議案書等に従いましてご説明申し上げます。

まず、議案書の目次をお開き願います。議案は、第1号から第3号の3議案でございます。第1号議案が平成25年度補正予算、第2号議案が平成26年度予算、第3号議案が水道用水供給条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

各議案につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。初めに、議案第1号 平成25年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算（第2号）、これにつきましてご説明申し上げます。

補正予算は、第1条から第4条までとなっております。

まず、第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入におきまして、727万円を減額いたし、支出におきまして、1,838万8,000円を減額いたすものでございます。

次に、第3条、資本的収入及び支出でございますが、2ページをお開き願います。資本的収入及び支出の支出におきまして、1億1,285万1,000円を減額いたすものでございます。これによりまして、さきの1ページにお示しをしておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額が18億1,612万1,000円となることに伴いまして、過年度分損益勘定留保資金で補てんする額を18億1,234万3,000円に補正するものでございます。

次に、2ページの第4条、債務負担行為でございますが、すりかみ浄水場ほか監視制御設備点検業務委託及びすりかみ浄水場ほか自家用電気工作物保安管理業務委託を記載のとおり債務負担行為

として実施するため、予算に追加いたすものでございます。

以上が議案第1号の内容でございますが、詳細につきまして別冊の平成25年度補正予算説明書によりご説明申し上げます。補正予算説明書の2ページをお開き願います。

補正予算の内容について、この2ページに記載したものでございます。

3ページからの補正予算実施計画で内容を申し上げます。まず、収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道用水供給事業収益、第2項の営業外収益におきまして、除染の一部を除染情報プラザの直営で実施したことに伴いまして、県補助金766万6,000円を減額いたし、東京電力からの原子力損害賠償金収入に伴いまして、雑収益39万6,000円を増額いたすものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。支出でございますが、第1款水道用水供給事業費用、第1項の営業費用におきまして、入札不調などが続いたことによる事業見送りと、職員派遣元の給与削減、さらに除染業務の一部が除染情報プラザの直営となりましたことによる業務内容の変更に伴いまして、原水及び浄水費、送水費、そして総係費合わせまして2,432万6,000円を減額いたすものであります。

また、第2項の営業外費用におきましては、9月20日に実施をいたしました企業債の借り換えが8月補正の段階で想定いたしました利率よりも低い利率となりましたことに伴いまして、支払利息及び企業債取扱諸費を50万5,000円を減額いたしますとともに、事業費縮小によりまして仮払い消費税が減となりましたことに伴いましての消費税額644万3,000円を増額いたすものでございます。

次に、5ページの資本的収入及び支出の支出でございますけれども、第1款資本的支出、第1項の建設改良費におきまして、入札不調などが続いたことによる事業見送りに伴いまして、1億1,308万1,000円を減額いたしますとともに、第2項の企業債償還金におきまして、企業債の借り換えに伴う元金支払額の増加によりまして23万円を増額いたすものでございます。

次に、6ページをお開き願います。6ページの補正資金計画につきましては、経営活動に伴う受入資金と支払資金として現金に関係のある科目ごとに記載したものでございます。補正後の受入資金は121億1,158万4,000円、支払資金は48億96万3,000円で、その差引額73億1,062万1,000円が平成25年度末の残額となる見込みでございます。

次に、7ページから8ページにつきましては、給与費明細書でございまして、職員給与費減額の内訳を示したものでございます。詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、9ページの債務負担行為に関する調書でございますけれども、すりかみ浄水場ほか監視制御設備点検業務委託等を平成26年度の当初から業務を開始する必要があり、本年度中に契約行為を行うため、予算に追加いたすものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。10ページから12ページは補正予算説明でございますが、これは収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正額につきまして、節ごとに説明したものでございます。詳細は記載のとおりでございます。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、3ページをお開き願います。3ページにつきまして申し上げます。議案第2号 平成26年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算は、第1条から第7条まででございます。平成26年度当初予算は、第2条、業務の予定量にありますとおり、年間総給水量を4,028万8,880立方メートルと予定しているところでございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出でございますが、収入におきましては、第1款水道用水供給事業収益49億1,213万6,000円を、支出におきましては、第1款水道用水供給事業費用48億9,063万8,000円を予定しているところでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出でございますが、収入におきましては、第1款資本的収入486万円を、支出におきましては、第1款資本的支出19億7,589万6,000円を予定しているところでございます。これによりまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19億7,103万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金19億6,685万6,000円並びに過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額418万円で補てんするものでございます。

続きまして、第5条、予定支出の各項の経費の金額の流用でございますが、流用できる範囲を営業費用と営業外費用との間と定めたものでございます。これは、目間での流用で対処できない場合、項の間での流用で対応するためのものでございます。

次に、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を給与費及び交際費としたものであります。

次に、第7条、たな卸資産購入限度額でございますが、これは緊急修繕用資材を貯蔵品として購入するため、購入限度額を826万7,000円と定めたものでございます。

以上が議案第2号の内容でございますが、詳細は別冊の平成26年度の予算説明書によりご説明申し上げます。

予算説明書の3ページをお開き願います。3ページ、そして次のページの4ページにまたがっておりますが、重要な会計方針に係る事項に関する注記でございます。平成26年度から改定後の地方公営企業会計基準を適用いたしまして財務諸表等を作成しておりますが、この会計基準の改定は、民間企業会計との整合を図り、経営状況の明確化を図ることなどを目的にしたものであります。引当金の義務化、あるいは企業債計上の借入資本金から負債への区分替え、それからみなしだ却制度の廃止などの内容でございます。この注記につきましても、改定後の基準により添付が義務づけられたものでございます。ここでは固定資産の減価償却方法など、複数の会計処理の方法が認められているものにつきまして、当企業団が採用しました会計処理の方法を明らかにしているものでございます。

まず1番目に示しましたとおり、固定資産の減価償却の方法は、有形固定資産、無形固定資産とともに定額法でございます。また、2番目でございますが、引当金、この計上方法は、賞与引当金、

法定福利費引当金とともに27年度支給額、支出見込み額のうち、26年度の負担に属する額を計上しているものでございます。

次に、4ページの3でございます。消費税及び地方消費税の会計処理でございますが、税抜き方式としているものでございます。

続きまして、5ページから8ページにわたっておりますが、予算実施計画でございます。まず、5ページの収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道用水供給事業収益として49億1,213万6,000円を予定しているところでございます。

まず、第1項営業収益は、給水料金、受託工事収益及び水質検査手数料でございます。このうち受託工事収益は、国が処分しなければならない放射性物質の濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超える浄水ケーキの保管業務委託に係る環境省からの委託料収入でございます。

次に、第2項営業外収益は、預金利息、県補助金、長期前受金戻入等でございます。このうち県補助金は、すりかみ浄水場放射線除染業務に対する福島県からの交付金を見込んだものでございます。また、長期前受金戻入は、公営企業会計基準の改定によるみなし償却制度の廃止に伴いまして、平成26年度から計上することとなりました収益でございまして、国庫補助金等で取得いたしました固定資産の平成26年度の減価償却費相当分を収益化するものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。こちらは支出でございますが、第1款水道用水供給事業費用としまして48億9,063万8,000円を予定しているところでございます。第1項営業費用は、第1目議会費から第7目資産減耗費までございます。第6目の減価償却費につきましては、みなし償却制度の廃止によりまして、26年度から補助金等で取得しました固定資産につきましても減価償却費を計上することとなりましたため、額が大きくなっているものでございます。

次に、第2項の営業外費用は、支払利息及び消費税でございます。

次に、第3項の特別損失であります。会計制度移行に伴いまして、26年度限りで発生する費用でございます。26年度の6月支給の期末・勤勉手当及び手当支給に伴う法定福利費につきまして、前年度における引当金相当額を、会計制度移行の初年度でありますことから、引き当てをしてございませんので、それに相当する分を特別損失として計上するものでございます。

その他、詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、7ページでございますけれども、資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入としまして工事負担金486万円を予定しているところでございます。その内容は、小川水管橋耐震化補強工事に伴います福島市水道局からの負担金収入でございます。

続きまして、8ページをお開き願います。支出でございますけれども、第1款資本的支出として19億7,589万6,000円を予定しているところでございますが、その内容は、建設改良費における水管橋の耐震化補強及び緊急備蓄資材倉庫新築工事、並びに車両運搬具及び水質検査機器の更新等に係る事業費、さらには企業債償還金等の支出を見込んだものでございます。

続きまして、9ページの予定キャッシュ・フロー計算書でございますけれども、これにつきましても改定後の会計基準によりまして、従来添付をしておりました資金計画に代わりまして添付が義務づけられたものでございます。資金繰りの状況等を明らかにするため、業務活動、投資活動、財務活動、この3つに区分をいたしまして、それぞれの現金の動きを作成しております。この予定キャッシュ・フローによります資金期末残高は、このページの一番下にお示しをしましたとおり、73億3,768万3,000円と見込んだものであります。

続きまして、10ページから14ページまでございますが、給与費の明細書でございます。10ページの1、総括の比較欄でございますけれども、手当及び法定福利費が前年度比較で増となっておりますが、これは備考欄あるいは欄外の（注）というところに記載をいたしましたとおり、26年度につきましては、会計制度移行に伴う特別損失が含まれているためでございます。

その他、詳細につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、16ページ及び17ページでございますが、平成25年度末の予定損益計算書でございます。これは、年度末に予想される企業団の1年間の経営成績をあらわしたものでございます。平成25年度の損益状況は、3,868万6,000円の純損失を見込んでおります。この結果、平成25年度末の未処理欠損金は16億3,283万円と見込んだところでございます。

続きまして、18ページ及び19ページでございますが、平成25年度末の予定貸借対照表でございますが、年度末における企業団の財政状況を見込んだものでございます。平成25年度末におきましては、18ページ下の資産合計及び19ページ下の負債資本合計額、これはそれぞれ1,249億490万9,000円となるものでございます。

続きまして、20ページ及び21ページでありますが、平成26年度末の予定貸借対照表でございます。平成26年度の予算に基づく経営活動によりまして想定されます財政状況をあらわしたものでございます。会計基準の改定によりまして、26年度から負債の部、資本の部の内訳区分が変更になっております。まず、企業債の区分がこれまでの資本の部から負債の部へと変更になりましたため、3の固定負債と4の流動負債にそれぞれ企業債の項目を起こしております。1年を超えて償還期限が到来するものが固定負債、1年以内に償還期限が到来するものが流動負債でございます。

続きまして、引当金の計上が義務化されたことによりまして、4の流動負債に（3）引当金としまして、賞与引当金・法定福利費引当金の項目を起こしております。これは、翌年度の27年度に支出する期末・勤勉手当とこの手当支給に伴う法定福利費を引当金として繰り入れするものでございます。

さらに、その下の5の繰延収益としまして、長期前受金の項目を起こしておりますが、みなし償却制度の廃止によりまして、固定資産取得の財源でありました国、県の補助金をこれまで計上しておりました資本の部の資本剰余金からここに振り替えたものでございます。

この結果、20ページ下の平成26年度末資産合計及び21ページ下の負債資本合計はそれぞれ1,121億

1,883万円となるものでございます。

なお、会計基準の改定によりまして、補助金に対応する部分の減価償却費が増加しておりますけれども、長期前受金を減価償却に応じて収益化をいたしておりますので、実質的な純損益への影響はないものでございます。

続きまして、22ページから31ページまでの平成26年度予算説明であります。当初予算の収入及び支出を節別にあらわしたほか、前年度の当初予算と対比をした表でございます。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、再度議案書のほうにお戻りいただきまして、6ページをお開き願います。議案第3号福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、消費税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（佐藤一好） 日程に従いこれより一般質問に入ります。

一般質問の通告がございませんので、一般質問を終結し、討論に移ります。

討論通告を受けるため、暫時休憩いたします。

午後2時32分 休憩

午後2時33分 再開

議長（佐藤一好） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 平成25年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（佐藤一好） 起立多数。

よって、議案第1号につきましては原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 平成26年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計予算につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（佐藤一好） 起立多数。

よって、議案第2号につきましては原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 福島地方水道用水供給企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【起立多数】

議長（佐藤一好）起立多数。

よって、議案第3号につきましては原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

本定例会は、これをもって閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

福島地方水道用水供給企業団議会議長

議員

議員